

(別紙)

## 第三者評価結果

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>明文化された那須塩原市立保育園共通の「保育理念」「保育方針」が、園内の各保育室と事務室に掲示されている。また、「保育園のしおり（重要事項説明書）」（以降、「保育園のしおり」と表記）「全体的な計画」「年間指導計画」「わかば保育園概要」等に記載して周知を図っている。保育理念や保育方針は、ともすれば文章のみでの表現が多く見受けられる中で、園内の掲示用や保護者への配布資料として「わかば保育園の理念に基づく基本方針」というプリントを作成している。イラストを使って共通の保育目標を分かりやすく表現するなどの独自性が見られ、クラスごとに年間目標を併記し、理解を促すための工夫が窺える。</p> <p>独自の表現を生かすためにも、職員への周知法は年頭の確認だけでなく、職員会議や研修の機会を利用して再確認するなど継続して取り組むことが望まれる。また、保護者への周知法に関しても、資料を配布するだけでなく、入園説明会や保護者会、行事等を説明の場として活用することが望まれる。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市立保育園の置かれている状況については「第2期那須塩原市保育園整備計画」や「那須塩原市公立保育園在り方検討会」を通して検討や分析が重ねられている。わかば保育園に関しては、近隣の人口減予測、施設設備の老朽化（当初予定の民営化の遅延から、2018年9月に子どもの安全性確保を最優先に耐震化改修工事は実施済）、借地の使用、近隣に比較的定員数の多い保育施設の存在などの状況把握と分析、課題解決の検討がなされている。</p> <p>園としては市の把握・分析による方向性を見極めながらも、組織目標の実現に向け、保育の質の向上、保護者ニーズの把握と支援、地域貢献に取り組むことが期待される。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>事業経営上の課題及び苦慮している点として以下の3点が挙げられている。①「保育士の確保」に関しては、常勤職員の確保に向け市の保育課と連携をとって進めているが、現状では進展はなく、半数近くを占める短時間勤務者が貴重な戦力となっている。②「職員間の情報共有・共通理解不足」に関しては勤務日や勤務時間の異なる職員が多い中、情報の伝達法など工夫を凝らして</p>		

いるが、根本的な解決には至っていない。③「職員の保育の資質向上」については、子どもへの接し方一つをとっても、保育士それぞれの経験値や年齢などによる温度差が散見されるため、新しい「保育所保育指針」や現行の価値観に則した保育方法の定着が図れるよう模索中である。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市立保育園の中・長期計画としては、市が作成した「第2期子ども・子育て未来プラン」「第2期那須塩原市保育園整備計画」「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム第3期」があり、毎年、各計画の進捗状況の評価が行われている。</p> <p>園としては市が示す計画や方向性に沿うしかなく、独自の中・長期にわたるビジョンを示すことは難しい。今後の進め方としては、市の中・長期の展望に鑑み、保育課との綿密な連携の下、職員と保護者の理解を得ながら、保育園の運営や保育の質の向上を目指す「組織目標」の達成に向け、毎年度の積み重ねに努めるのみである。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市で作成した中・長期計画を踏まえて、園としての単年度の事業計画を策定している。新規の事業計画は見当たらないが、新型コロナウイルス感染症拡大（以降、コロナ禍と表記）の中、各種事業の継続性を重視して取組んでおり、今期は前年度中止になった恒例の「人形劇鑑賞」と、コロナ前に実施していた「保育参加」を多少変化させた乳児組の「保育参観」などを実施している。また、事業開催後の反省を基に一部内容を変更するなど次回の開催に向け検討を重ねている。</p> <p>施設整備事業としては門扉の工事や遊戯室内のエアコン修理を完了している。また、0歳児の部屋の畳替えも年度内に完了予定である。園庭と駐車場を区切るフェンスの改修に関してはほぼ半分が終了し、次年度には完了予定である。</p> <p>一方、保育園全般に共通することだが、事業計画に数値目標の設定がほとんど見当たらない。福祉の事業では数値目標を設定することは容易ではないが、計画の進捗管理や達成度の評価を明確にするためにも一考が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>事業計画の策定や実施状況の把握・評価・見直しは、事業（主に園の行事）ごとに決められた担当者が集まって、特別な会議としてではなく、空き時間を利用して随時行っている。担当者によって前年度の反省を基に策定された計画は、職員会議で報告され、必要に応じて再検討を行い承認されると正式に計画に組み込まれ実行に移される。事業ごとの評価・見直しは保護者アンケートなどを参考に記録を残して、次年度に活かしている。しかし、事業終了後の評価・見直しは行事に関しては行われているが、「避難訓練」などを除いてその他の事業に関しては行われていないのが現状である。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保護者へは「年間事業計画書」を配布し、事業開催の都度「お知らせ文」を園内に掲示するとともに配布もしている。また、毎月発行の「えんだより」（以降、園だよりと表記）で行事予定を掲載し、状況によっては「一斉メール」等で周知に努めている。</p> <p>保護者に示される事業報告書や事業計画書は、多種多様にある事業の全体像を理解・周知してもらう上でも重要・不可欠な媒体となるが、何れも行事計画が主体になっている。その他の主だった事業（地域交流事業・健康管理事業・避難訓練事業・職員研修事業等々）を欄外に整理して記載することにより、事業計画が単なる行事計画だけでないことが理解される手段となるので、今後、事業報告書と事業計画書の記載内容を充実させることを期待したい。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保育の質の向上に向けて「わかば保育園アクションプログラム」（以降、アクションプログラムと表記）で目標を掲げ、職員間の報告・連絡・相談での共通理解を図ることや、研修による専門性の向上に向けた取組を行っている。また、年2回の保育士による自己評価や毎年の園の自己評価の実施、定期的な第三者評価の受審によって振り返りを行うなど、資質向上を目指している。</p> <p>園内研修の時間の確保に苦慮しているが、職員会議と同様に子どもの午睡時を利用して研修に充てている。限られた時間を使つての研修となるため、多くの短時間勤務者は参加できず、クラス代表が参加して短時間勤務者へ伝達している。また、コロナ禍で外部研修が制限される中、「子ども・子育て総合センター」から年に数回、保健師や臨床心理士などが来園して職員を直接指導する取組が資質の向上に寄与している。支援を要する子どもも多く、短時間勤務者が半数を占めるという状況では、保育の質の向上に向けて組織的に取組むためには、職員一人ひとりの改善に向けた創意工夫と協力体制が不可欠である。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園では、毎年、保育士の自己評価と園全体の自己評価を実施し、5年に1回の割合で第三者評価を受審している。しかし、保育士の自己評価をまとめて課題を抽出し、園運営や保育の質の向上に生かす取組は不十分と捉えている。一方、第三者評価の結果は、市立保育園の共通課題として園長会議や副園長会議等で取り上げ、必要な改善と改革が図られている。第三者評価の受審を生かした園独自の取組としては、保育理念や保育方針の周知の徹底やアクションプログラムと連動した計画的な園内研修の実施が挙げられる。</p> <p>前回の第三者評価で改善が必要とされた「地域ニーズの把握と把握された福祉ニーズに基づく地域貢献」については、取組の進捗がほとんど見られない。今後とも、園運営や保育の質の向上を図るために、毎年の自己評価や第三者評価の結果を生かすよう、職員の参画も得て取組むことが期待される。</p>		

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は「職務分担表」により自らの役割を明示し周知を図っている。また、担当責任者として毎月発行の園だよりを手掛けており、巻頭の文面には、園による子どもや保護者への対応などの方向性が明確に表現され、園の代表者としてのメッセージが多分に込められている。</p> <p>園だよりで園の役割と職員一人ひとりの心構えを代弁することにより、職員に対しても間接的にはあるが、園長としての責任を表明していることが窺える。職員には意思の疎通も含めて、より理解力を深めるためにも、文書による表明だけでなく、年頭の会議や期中の会議で園長としての役割や責任を口頭で伝えて、再確認の機会とすることが望まれる。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>法令に関しては市が主催する研修を定期的受講し、法令の改正があるたびに実施される講習を受講している。また、防火責任者として消防法に基づき講習を受け、消防計画を提出している。2020年度から非正規職員が会計年度任用職員へと呼称が変わり、待遇なども変更があったため、手引書に従って運用に努めている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は、保育の現場で日常的に助言し、職員会議や園内研修の場を利用して、必要に応じてアドバイスを行っている。また、職員との個人面談を通して意思の疎通を図ったり相談に応じたりしており、職員の自己評価の際の面談では、評価や指導を行っている。しかし、主観が先行することもあり、必要なアドバイスが正確に伝わっているか、確信が持てないこともある。あらゆる機会を利用してその都度指導することも大事なことだが、職員各自が抱える課題を常日頃から念頭に置いて対応することにより、確信の持てる適切な人材育成に繋がることを期待したい。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は園の方向性を考慮した上で、保育環境や運営上の人員配置、施設整備などの不備に気づいた時点で、予算の執行状況を勘案して園での対応が可能な場合は即座に、それ以外は保育課と相談して可能な限り対処している。園長は経費節減のための節電や節水などについて常時指示を与えており、職員にも浸透して率優先して経費節減に努めるなど協力体制が整っている。職員ヒアリングからも、教材（画用紙・クレヨン等々）を購入する際には価格などを吟味することや無駄をなくすこと、給食材料の購入にも工夫をしていることなどの取組を聴き取ることができた。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>必要な福祉人材の確保に関しては、市の「第2期那須塩原市保育園整備計画」で職員の動向を分析し、「定員適正化計画」に則り必要な保育士等の採用計画が進められている。園では常勤職員の確保に向け、保育課へ働き掛けて補充に努めているが、保育士不足もあり希望通りの採用には至ってはいない。現時点では、短時間勤務者や勤務日数の限られた職員、フリーの職員を活用して勤務シフトを組んでいる。職員面談で聴き取った意向を可能な限り尊重し、非常勤職員については勤務日や勤務時間の希望を考慮して、人材の確保と定着を図っている。</p> <p>いずれにしても、人材の確保・定着に関しては市立保育園全体の課題として捉え、採用計画や待遇面に関わることであり、市の主導による園との連携が必要不可欠である。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>人材の採用に関しては、市が示した「期待される職員像」と「定員適正化計画」による採用計画に則り、市の担当部署が園との連携を図りながら行っている。園内の人員は適材適所の原則を基に、職員の就業の要望などを加味して配置し、人材の育成・教育に関しては園内外の研修を通じて資質の向上を目指している。正規職員の人事考課は「組織目標設定シート」を受けて「個人目標設定シート」や自己評価を基に、専門性・職務能力・業務上の成果・貢献度を評価し待遇に反映している。会計年度任用職員に関しては目標設定のための管理シートは設けておらず、自己評価に対する園長・副園長の評価が主体となっている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長・副園長による年2回の個別面談を行って、職員の意向の確認や相談に応じている。</p> <p>職員の就業状況に関しては勤務管理システムにより、休暇の取得状況、残業の発生状況等の把握を行っている。また、定期的な健康診断やストレスチェック診断も併せて行い、希望者には市のカウンセラーによるカウンセリングを受ける機会を設けている。しかし、職員アンケートからは「就業状況を把握し、働き方等の改善に取り組んでいるか」の問いに半数以上が「できていないところがある」と回答している。定期的な個別面談に加えて、随時相談しやすい体制づくりと保育課との連携により、より一層働きやすい職場づくりに取り組むことが望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>正規職員に関しては「個人目標設定シート」に基づき目標管理制度が実施され、園の組織目標を踏まえて個人目標を設定し、達成に向けた取組を通じて育成を図っている。その他、市の指定の研修を受講するなどの仕組みがある。一方、会計年度任用職員は保育全般に関わる自己評価と園長・副園長との面談、内部研修の受講などで育成を図っているが、育成に向けた取組としては十分とは言えない。市立保育園共通の課題ではあるが、業務に対する意欲の向上を図る意味から</p>		

も、過半数を占める会計年度任用職員も年度目標を設定することが望まれる。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市の人材育成基本方針と組織目標、アクションプログラムに基づき、職員研修計画と園内研修計画を策定して研修の受講を促進している。研修参加者は受講報告書の提出とともに、資料を回覧して不参加者への啓発に努めている。しかし、受講報告書（2021年4月～2022年10月までで計15件）を閲覧した限りでは、「今後、実施してもらいたい研修があれば記載を」との設問に対して、研修への要望は1件だけであった。職員個々の専門性の向上や新分野への挑戦、不得手分野克服等を目指すための受講意欲向上に期待したい。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>正規職員に関しては勤続年数により、市の指定の研修を受講している。その他の園外研修に関しては、常勤職員にはほぼ均等に受講の機会がある。園内研修に関して機会は均等に与えられているが、短時間勤務者は業務の都合上参加率が低く、資料の回覧に頼らざるを得ない状況である。</p> <p>新入の正規職員については初年度に2週間、市の指定の研修があり、園内では半年程度先輩職員によるOJT教育を行っている。また、会計年度任用職員については、経験年数等を考慮してクラス配置をし、実践を通して学べるようにしている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>「実習生の受け入れについて」というマニュアルがあり、受け入れに関しては副園長が窓口となり、依頼先との折衝や打ち合わせを行っている。実習生の受け入れは年間2～3名で、受け入れが確定するとその都度、園だよりで保護者へ周知している。マニュアルを基に、効果的な実習になるようなプログラムを用意し、担当保育士が実習生の指導に当たっている。また、実習の最終日には実習生を交えて反省会を開き、実習生へのフォローや今後の指針となるような話し合いをしている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市立保育園の事業報告ならびに財務等の情報については、毎年度市の広報やホームページ上で市政報告書の中で公表されている。園の運営並びに詳しい保育内容については、市が作成している「教育・保育ガイドブック」「わかば保育園概要」「保育園のしおり」等の印刷物を配布している。市立保育園共通の理念と、それに基づく園の基本方針について、イラスト入りで毎年クラスごとにプリントを作成・掲示して保護者にも配布しており、そのクラスの保育の年間目標と具体的にどのような体験をするのかがわかりやすくなっている。園だよりや「くみだより」（以降、クラスだよりと表記）、各種お知らせを発行・配布し、園の玄関口近くにある掲示板にも掲示するなどして、来園者に園の最新情報を伝えている。</p>		

<p>園としては、第三者評価を受審していることを保護者に伝えてはいるが、評価結果の内容や、公表サイトであるとき福祉サービス第三者評価推進機構のホームページ内での見方までは詳しく伝えていない。第三者評価を実施することの意義や評価結果について、今後伝え方の工夫が求められる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園における事務、経理、取引に関するルールは職務分掌で権限・責任・分担が明確にされており、職員にも伝えられている。保育に関する県の監査が定期的実施されており、決算については市の担当課において監査が行われている。日常の設備や物品購入などの際、業者の選定方法については、市のルールに則ってできるだけ市内の業者に依頼している。教材については、長年取引のある数社の中から、順番に依頼するようにしている。園の事業と財務について、外部の専門家による監査支援等は実施していない。</p> <p>なお、那須塩原市の指導により、ファイリングシステムの導入が令和4年度に完了しており、どこに何の書類があるのかが、だれが見てもわかるように管理されている。</p>		

#### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市立保育園共通の保育理念として「家庭や地域とともに、子どもの育ちを支援する」を掲げ、「全体的な計画」には、「子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育を展開する」とある。これらの方針に基づいて、園の地域交流事業計画には、「地域交流を通して、市内の地域環境や施設に興味を持つ」と、「地域の方とふれあうなかで社会性を育み、つながりの大切さを知る」ことのふたつを目的と定めて、近隣の民間企業や市内のりんご園等との交流事業計画を立てている。</p> <p>近隣にあるブリヂストン那須工場との交流は、10年以上継続している。カブトムシ見学、さつま芋の苗植えや芋掘りのほか、企業所有の敷地内にある広場への立ち入りも許可されており、園児は散歩に行くことができる。コロナ禍で、市内の中高生のボランティア・サマースクールや一般ボランティアの受け入れが中止になっている。2022年度は、中学生のマイチャレンジ（社会体験活動）の代わりに、事務室で職場インタビューを受け入れたのみにとどまっており、子どもと直接交流することは実現できていない。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>ボランティアの受け入れについては、マニュアルに、「年齢・性別・職業・趣味など様々な背景の人が関わることで、園児にとってより刺激が得られる」「職員にプラスの視点が得られ、質の向上につながる」「地域との交流の充実が図れる」の3つの意義が示されている。ボランティアを受け入れる際には、子どもとの関わり方や守秘義務について注意事項を話し、終了後にはボランティアが振り返りを行い、記録としてファイルすることになっている。コロナ禍においては、保育課と相談し、状況を見ながらボランティアを受け入れることにしている。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>子どもにより良い保育を提供するために、子ども・子育て総合センターや、発達における専門機関と連携しながら保育を行っている。保育マニュアルの「関係機関連絡一覧」ファイルには、「育児相談機関関係」として、子ども・子育て総合センターや県北児童相談所、保健センター等、「防犯関係」として、那須塩原警察署と消防署、「医療機関」として、総合病院、内科、歯科、眼科、整形外科、耳鼻科、脳神経外科、市内保育園等嘱託医一覧などの関係機関の連絡先が記載されており、必要に応じて園長、副園長を通して連携を取ることになっている。2022年度の組織目標設定シートにも「地域および関係機関との連携を図る」ことが設定されており、子ども・子育て総合センターやその他の関係機関と、随時適切に連携を取っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市が行政施策の策定に当たって地域の福祉ニーズの収集・把握に努めており、園としてニーズ等を把握するための独自の取組はしていない。園は子育て相談の受け皿となっているが、近年は見学希望があるのみで、特に地域から相談が入ることはない。新任の民生委員（児童委員を兼ねている）があいさつに来ることはあるが、以前のように自治会役員や民生委員を運動会等に招待することもコロナ禍で無くなっている。子どもやその家族と関わる中で、核家族やひとり親家庭が増えている状況は把握しており、個別のニーズに対しては、その都度園でできることは対応している。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>職場体験やボランティア活動の受け入れのみで、園としては、独自に把握した地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われているわけではない。市の公共施設として、災害時等に地域で担えることもあるかもしれないので、子どもやその家族に限らず、地域住民、および自治会役員や民生委員と交流の機会を作って、情報収集に努めることが望まれる。</p>		

### III 適切な福祉サービスの実施

#### III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>市立保育園共通の「保育理念」や「保育方針」、「全国保育士倫理要綱」を踏まえ、「全体的な計画」や標準的实施方法、各指導計画に子どもを尊重した保育を掲げ取組んでいる。また、職員が保育に携わる姿勢を定めた「明るい職場づくり」には、「一人ひとりの個性を尊重し、愛情を持って保育にあたる」などの文言があり、年度初めには読み合わせを行って再確認をしている。</p> <p>2022年、全国で報道された保育士による園児に対する虐待事例についてクラス単位で話し</p>		



合いをし、全国保育士会作成の「人権擁護のためのセルフチェックシート」を用いて日頃の保育を振り返って反省をする機会とした。事務室やトイレには「ほめ方、10の基本」を掲示し、日頃から子どもへの接し方を振り返るようにしている。

子ども一人ひとりを大切にする保育や支援の実践については、「教育・保育ガイドブック」のわかば保育園紹介欄や「わかば保育園の理念に基づく基本方針」、園だより等で、保護者に周知している。保護者アンケートには、「子どものことを一番に考え、一人ひとりをよく見ていてくれる」との言葉が多く寄せられていることから、子どもを尊重した保育が浸透していることが窺える。

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
----	---------------------------------------	----------------

保育園マニュアル集の中にある文書「守秘義務の遵守」と「明るい職場づくり」には、職場で知り得た利用者の個人情報や家庭事情等の秘密の漏洩の禁止が謳われている。保護者アンケートでは、ほとんどの保護者がプライバシーは守られていると答えている。実際の保育の場面では、着替えの際の注意や水遊び場の外界からの目隠し用遮光カーテンの設置などの配慮をしており、一人で居たがる場合は別室での活動など、子どもの意向に応じた気遣いが見られる。

一方で、子ども用の個室トイレには扉やカーテンがないため、何らかの対策が求められる。プライバシーは個人情報にとどまらず、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」という広範囲な概念であり、子どもの自由や羞恥心への配慮、保育士や職員の言葉遣いへの注意を含めた、プライバシー保護のための規定やマニュアルの策定が望まれる。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ <b>b</b> ・c
----	--	----------------

毎年度、市の「教育・保育ガイドブック」（以降、「ガイドブック」と表記）が発行されており、市役所や支所、保育園において設置・配布されるとともに、市のホームページにも掲載されている。ガイドブックには、就学前の教育・保育制度や子育て支援事業等の案内もあり、公立及び私立の保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設等について詳細に紹介するとともに、入園申請に必要な手続きが総覧できるようになっている。

保育園では見学を随時受け入れており、「ガイドブック」を持参していない見学者に対して配付して説明し、質問に答えるとともに子育てなどの相談にも応じている。いくつかの保育園を見学して比較検討している利用希望者もいて、コロナに対する考え方やわかば保育園の民営化の時期等に関する質問があり、また、0歳での入園希望者からは給食やおやつなど園での生活についての質問が寄せられている。

「ガイドブック」とは別に作成されている「わかば保育園概要」には、園の沿革や平面図、クラス・職員構成、保育理念・保育方針・保育目標、行事などの記載もあり、園を紹介するわかりやすいパンフレットになっているが、見学者には渡していないのが残念である。

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ <b>b</b> ・c
----	--	----------------

毎年2月に実施される入園説明会で、重要事項説明書を兼ねる「保育園のしおり」に沿って保護者に説明をして面接を行い、入園日までに保護者から確認の同意書と申請用諸書類を提出してもらっている。「保育園のしおり」には保育理念や保育方針などが記され、保育提供の細かな内容のほか苦情相談窓口や災害対応、個人情報保護方針などの説明が掲載されている。年度途中の入

<p>園希望者へは入園のひと月程前に個別に説明と面接を実施している。</p> <p>就労時間等の変化など保護者側の事情で保育園の利用内容が変わる際には、申請用の書類を渡して説明し、変更がスムーズに運ぶように支援している。「保育園のしおり」は毎年度更新し、進級時に発行・配付され、同意書も提出してもらっている。4月の進級時には異動などで職員体制に変更があるため、園だよりで新しい担任名などを知らせている。</p> <p>外国人保護者への説明・対応が難しい場合は、市民協働推進課所管の「外国人生活相談窓口」で対応してもらうこともあるが、配慮が必要な保護者への説明を含めた対応ルールは特に定められていないため、市立保育園として実際の対応方法の情報を共有しておくことが望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>市として転園に関するルールが定められており、「ガイドブック」にも転園手続きの説明が掲載されている。転園の際に引き継ぐ書類については公立・私立合同園長会議で話し合い、公立と私立保育園間の転園でも「児童票」を引き継ぐことが決められており、保育の継続性に配慮した扱いになっている。「児童票」等の書類の引継ぎについては、保護者から「情報提供に関する同意書」を得て行われている。ただ、認定こども園については、文書様式が異なる場合があるため、現在、文書等による引き継ぎのルールは決まっていない。退園扱いとなる他市や他県への転園については、書類の引き渡しは行われていないため、保育の継続性をどのように図るか、検討することが期待される。</p> <p>転園や退園、卒園の際には、子どもや保護者とその後の進路に安心感を持つことができるよう、引き続き園で相談に応ずるといった主旨の書面を渡すことが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>利用者満足を把握するための取組としては、運動会や発表会、乳児組保育参観等、行事開催時の保護者アンケート調査がある。行事实施後に保護者に感想や意見を寄せてもらい、回収したアンケートを職員間で共有し、職員会議で話し合っている。保護者からの感想や意見と園からの回答を記した文書を園だよりに掲載している。コロナ禍においては直接意見を聴取することのできる保護者会総会等を開催できていないが、個別の保護者面談や日々の送迎時に意見や要望などを聞く機会がある。コロナ禍の中、運動会の保護者観覧者を父母に限定したところ、祖父母にも見せたかったとの意見が寄せられたため、その後に開催した発表会では人数制限はあるものの父母に限らず大人2名の観覧ができることに変更して実施し喜ばれた。今回の第三者評価の保護者アンケートでは、意見・要望・相談についての園の対応は良いとの結果が窺える。</p> <p>今回のように数年に1度程度の第三者評価機関が行うアンケートによって、利用者の満足度を把握することもできるが、それとは別に保護者等に対して満足度調査のためのアンケートを園独自、または、市立保育園として統一して行うことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>③</b> ・c
<p>苦情解決の仕組みは市が策定し、苦情解決責任者は保育課長、苦情受付担当者は園長、第三者委員は地域の主任児童委員となっており、市の文書では、実際に苦情解決制度に則って解決する</p>		

場合は2名の第三者委員が話し合いに加わると定められていて、苦情の内容によって公表することも規定されている。

保護者に制度を周知するために、「保育園のしおり」や園だよりに掲載するとともに、ポスターを掲示して知らせている。また、利用はほとんどないが、意見箱が登園・降園時間を記録するための「カードリーダー」近くに設置されている。保護者アンケート結果からは、苦情解決制度についてある程度の周知が図られていることが窺える。

苦情の申し立ての事例として、給食の食べさせ方や新型コロナウイルス感染症発生時における連絡内容等の要望などがあり、対応ルールを個別に説明したことが上げられるが、苦情や解決の内容について、一般保護者へは報告をしておらず、市としても公表はしていない。

市の苦情解決の内規や苦情解決のフロー図では、第三者委員が2名配置となっているにもかかわらず、実際は主任児童委員1名のみでの委嘱となっている。内規どおりに2名を委嘱することが求められる。また、個人情報を除いた苦情と解決内容の公表は規定にも定められているため、市立保育園としての公表の扱い方の統一が求められる。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ <b>b</b> ・c
----	--	----------------

「保護者支援マニュアル」があり、保護者からの相談や援助依頼には、①傾聴、②共感、③適切な対応、④信頼関係の形成、⑤自信を与える、の5項目を掲げて支援の心構えや方法を示している。園だよりやクラスだよりで、いつでもどんなことでも相談に応じる旨を記載して、相談を申し出しやすいように働きかけている。日々の連絡帳や送迎時、随時の口頭による相談の機会があるほか、カードリーダーそばに意見や相談の回収箱を設置して文書でも受け付けている。園には専用の相談・面接室はないが、必要に応じて事務室やフリールームでも相談対応が可能である。年1回、個人面談日を設け、保護者と対面による話し合いを行っている。

園では、随時相談を受け付ける旨の広報をしているが、相談相手は担任以外でも可能であることを周知していないため、改善を図りたいとしている。玄関脇の「子育て相談」の看板が見えづらいことも気になっているとのことなので、この看板が、保護者に対するものなのか、あるいは地域の子育て中の市民にも向けられているものなのかも検討して、対策を取ることを期待したい。

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>b</b> ・c
----	---	----------------

保護者から受けた相談に対しては、その場で答えて解決することが多いが、難しい場合は園長や副園長に助言を仰いで一緒に考えてもらい解決することもある。相談を受けた場合は、職員会議や朝のミーティングで相談内容を伝え、対応方法を共有できるようにしている。受け付けた相談内容は、児童票に記載するとともに、相談件数集計表に分類して記録しクラスごとにまとめている。朝早い時間に保護者から受けた伝達事項をクラス担任へ、遅い時間での迎えの際にクラスからの伝言を保護者へ、確実に伝えられるように「早遅番引き継ぎノート」に記載して漏れがないように取組んでいる。

保護者アンケートでは、意見や要望、相談に対して園はよく対応しているとの回答が多数を占めているが、一部に職員の名前がわからないとか、連絡したいことを誰に伝えて良いかわからないという声もあるので、伝達方法のさらなる周知が望まれる。また、相談対応マニュアルを策定しておらず、苦情解決対応マニュアルを援用しているが、長時間保育利用者が多いことも勘案して、相談対応の流れや手順、伝達や確認方法等を文書に定めておくことが期待される。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉑・c
<p>保育園マニュアルの中に「危機管理マニュアル」を設け、基本方針と危機管理対策を明文化しており、危機管理責任者として園長を指定しリスクマネジメント体制を構築している。さらに、事故対応や各種災害、不審者対応等の個別のマニュアル類を整備し、事故災害防止点検表や遊具点検表を用いて、定期的に園内をチェックするほか、事故事例やヒヤリハットの収集に努めている。リスク管理の専門委員会は設置しておらず、職員会議でヒヤリハットの共有や事故等の防止の話し合いを行っている。</p> <p>また、リスクマップや危険箇所マップ、避難経路や消火器配置図を整備し、年間計画を立てて、子どもを交えた避難訓練や交通安全指導、不審者対応訓練等を実施し、年度末にはこれらの訓練から得られた課題を検討して各種マニュアルの見直しを行っている。安全な保育の実施のために、危機管理マニュアルの確認研修や水遊び安全研修、救急救命研修、嘔吐物処理研修などの職員研修を行っている。職員数が多く勤務時間も様々で、研修には全員が参加できるわけではないため、回覧による周知・確認にならざるを得ない場合も多い。今後とも教育研修に努め、安全な保育の実践につなげていただきたい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉑・c
<p>「食中毒対策」や「保育所における感染症対策ガイドライン」、「新型コロナウイルス関係の行政からの各通知」に従って感染対策を行っており、嘔吐物処理の職員研修も実施している。また、玩具や室内の消毒、換気を徹底し、子どもの検温や健康チェックを毎日行い、密集防止など年齢に応じた感染対策を取って感染防止に努めている。</p> <p>「保育園のしおり」の「保健衛生について」の項目の中で、感染症に対する保育園の取組や注意事項を示し、保護者の理解と協力を求めている。また、「ほけんだより」（以降、保健だよりと表記）を発行して、季節性の感染症について記載し、注意するように呼びかけている。感染症が発生した場合には、プライバシーに配慮しながらも一斉メールや掲示で保護者に知らせている。保護者アンケートによれば、感染症についての情報は保護者に周知されていることが窺える。</p> <p>様々な対策を講じながらも園内で新型コロナウイルス感染が拡大した時期があり、今後も感染防止の取組を継続することが望まれる。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉑・c
<p>「危機管理マニュアル」と各種災害（火災・風水害・地震・竜巻）に対応するためのマニュアルを整備し、年間計画を立てて不審者対応を含む避難訓練を実施している。開園時に災害が起こり、停電や断水が起きた時の対応と園内に子どもと職員がとどまる可能性を想定して、1日分の備蓄食糧（水、麦茶、パンの缶詰、菓子、ツナ缶、白がゆ、わかめご飯、ミカン缶、ビスケットなど）を用意し、備蓄品としてレジ袋やラップ、紙コップ、使い捨てスプーン、紙の器を備えている。保護者へは「保育園のしおり」に「災害時における臨時休園」の項目を設けて、災害時の保育園の対応や開園・閉園等の基準を知らせている。</p> <p>毎月、子どもも参加する火災想定や災害想定避難訓練を実施しているが、災害時の引き渡し訓練は説明文書の配付だけになっていて、保護者が参加する訓練は実施していない。また、災害</p>		

発生時の出勤基準はあるが周知が不十分であり、職員アンケートからも出勤基準や安否確認の方法等の周知が行き渡っていないことが窺える。今後は市とも協力して、災害時における子どもと職員の安否確認の方法のほか、様々な具体的な状況を想定した手順等を文書にし、職員に周知することが求められる。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>市立保育園共通の「標準的な実施方法」は、年齢ごとに各クラスの記録簿に各種指導計画・日誌とともに綴じられ、計画作成時や個々の状況把握に活用している。また、遊具の使い方などは、園独自の環境や設備に応じた手順や留意事項を「安全保育のための確認事項」として文書化している。クラス内に置いていないマニュアル類は、いつでも確認できるよう事務室に整理し陳列・保管されている。</p> <p>実施されている保育については、定期的な保育の評価や会議等で確認し、日々の保育の中で園長・副園長からアドバイスを行っている。保育園には様々な勤務形態の保育士がおり、すべての保育士への標準的な実施方法の周知等には課題があると捉えているので、今後は保育の標準的な実施方法について、周知徹底する方策の検討が期待される。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>年度末に標準的な実施方法の見直しを行い、市の共通の標準的実施方法については副園長会議で見直しを行っている。園独自のマニュアルは、年度途中でも適時見直しを行い、保育に活かせるようにしている。職員の意見を聞いて見直しの検討が行われるが、標準的実施方法の見直しに対する職員の提案や保護者の意見を反映する仕組みが明確になっていない。今後は、意見や提案、そこから導き出された課題、さらに変更の過程を記録することも含めて、標準的な実施方法の見直しの仕組みを構築することが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>年齢別の年間指導計画は、年度初めに担任保育士が子どもや家庭の状況を把握した後、保育園の「全体的な計画」に沿って作成し、園長と副園長が確認している。必要に応じて保育園以外の関係者と合議し、園内での検討会議を行い、様々なケースに対し適切な保育の提供を行えるよう取り組んでいる。3歳未満児や支援が必要な子どもについては個別計画を作成している。</p> <p>新入園児の面接と年1回の全園児の個別保護者面談を行い、定められた様式に記録し児童票に綴っている。個々の子どもの状況や保護者の意向、具体的なニーズや支援内容については、児童票の「子どもの成長と保育の経過」（情緒面と家庭環境の変化・保育士の対応など）に記録することになっている。定期的に一人ひとりの記録を記載しているが、支援や配慮内容等については、担当者によって記入の差が見られる。今後はアセスメントの手順や記録方法を明確にし、保育士</p>		

<p>の理解を深め、アセスメントにもとづく指導計画を保育にさらに活かせるよう期待する。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>年間指導計画は年4回の期ごとに評価・見直しを行い、年度末に各種計画（アクションプログラム・クラス保育・行事・食育・保健・安全等）や保護者支援、地域交流等を含め評価し、保育園全体の評価に繋いでいる。月の指導計画はクラス会議や必要に応じて乳児会議と幼児会議で評価し、翌月の計画とともに園長・副園長に提出して、具体的な評価とアドバイスを受けている。緊急に変更された計画等は園長・副園長に報告し、日々のミーティングや職員連絡ノートで周知を図っているが、園としては、保育士の理解力を高めるために、さらに仕組みの整備が必要と考えている。</p> <p>保護者の意向把握等は個人面談や連絡帳、送迎時の会話等で行っているが、まだ十分ではないと捉えている。今後は保護者の意向把握と同意を得るための仕組みを職員に周知し実施することが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>保育日誌や児童票、給食関係、安全点検、健康管理関係等の記録は、統一された様式で記録している。2022年度は市内の年齢別研修テーマに「各年齢の発達を捉えた記録」を挙げ、園内研修では「記録の書き方の基本」「なんのために書くのか」について研修を行っている。現在、市の副園長会議で記録要領の詳細が検討されている。</p> <p>日々の子どもに関する情報は、朝のミーティングの連絡と「早遅番引き継ぎノート」「クラス会議ノート」に記録し職員が各自確認している。全体の職員会議や幼児会議、乳児会議の内容は、議事録を回覧し全職員に周知・共有しているが、様々な勤務体制の職員が同じように共有するのは難しい状況であり、今後の課題として検討することが期待される。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>那須塩原市の「文書取扱規程」及び「個人情報保護条例」に沿って、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供を行っている。</p> <p>「就業規則」とともに「守秘義務の遵守」を文書化し、職員は年度初めに確認するようにしている。保護者には「保育園のしおり」で、個人情報の利用基準や保育園で撮影した写真の使用要件、保護者が撮影した動画や写真の取扱いについての注意など、個人情報の保護に関する基本方針を示している。今後は、年度初めに限らず、個人情報の取扱いに関する職員や保護者への説明の機会を作ることを期待する。</p>		

## A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>市立保育園共通の「全体的な計画」を基本に、子どもの発達や家庭の状況、地域の状況等を考慮して園の「全体的な計画」を作成している。年度末には、クラス保育の評価・アクションプログラムの評価・個々の保育士の評価・職務担当の評価を行い、保護者との連携や研修を含め園全体の評価を行っている。その結果をまとめ、翌年度の「全体的な計画」の作成に繋いでいる。今後も創意工夫し保育園の特色を生かした保育が実践できる計画の作成を期待する。</p> <p>市共通の「全体的な計画」の見直しは、副園長会議で各保育園の動向や改善を参考に評価、検討し、園長会議で改定するという過程を経て行われている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>園庭は広くのびのび遊べる環境になっているが、園舎は1971年の開設後50年以上が経過して老朽化が進み、様々な改修・改善が必要な状況にある。さらに気象や生活様式の変化に適応した改善等も必要となっている。子ども達が日々安心安全に過ごせるよう、修繕を行い職員が工夫して保育をしている。夏場は園庭にはほとんど日陰がなく、室内まで日差しが差し込むため、遊具やプール、テラスへの対策として遮光カーテン等を利用した工夫をしている。特にトイレや水道などは設計上使い勝手が悪く、子どもが使用する時は必ず保育士が付き添い援助をしている。また、子どもの好きなキャラクターの装飾をして、トイレを楽しく利用できるような工夫もしている。</p> <p>衛生管理チェック表や遊具点検表を用いて定期的に確認を行い、換気や室内と玩具の消毒を徹底することにより、安心安全な環境整備に留意しているが、設備の老朽化に対しては保育園全体で様々な工夫と対応を行っているものの、職員の努力だけでは厳しい状況であることも窺える。子ども達が日々安心安全に過ごせるよう、継続して改修や修繕を行うことが望まれる。</p> <p>2022年度は子どもがくつろぎ、落ち着ける場所として保育室の一つをフリールームにし、日々の保育の中で様々な活用し、保護者の相談対応等にも利用している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	<b>①</b> ・b・c
<p>日々の保育や連絡帳、送迎時の保護者との対話、個人面談等で、一人ひとりの心身の発達状況や家庭環境、生活リズムを把握し、それぞれに合った援助を行い安心して保育園生活が過ごせるよう配慮している。一人ひとりの子どもを受容するため、援助方法や配慮の仕方をクラス会議や園内ケース会議で検討し、日々の保育の中で園長・副園長のアドバイスを受けて対応している。保育士は子どもの欲求や内面を理解し、子どもの状況について園全体の共通理解を図ることを大切にし、時には悩みながら、話し合い協力し状況に合わせお互いにフォローすることで、子どもが安心して生活できるよう保育を行っている。</p> <p>保護者アンケートには、「子どもの気持ちを大切にしてくれる」「子どもがのびのび過ごせてい</p>		

<p>る」「細かい所まで見てくれ安心」等の記入があり、子どもを大切に保育していると感じていることが窺える。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>各年齢で身に付ける基本的な生活習慣については、一人ひとりの発達に合わせ、家庭環境に配慮して取組んでいる。保育士は保育の標準的な実施方法の留意点等を確認しながら、子ども自身がやろうとする気持ちを育み、「できた」という満足感や次への意欲が持てるよう励ましの言葉かけや援助を行っている。特に設備の面では環境の整備や援助について厳しい状況があるが、全体のつながりを深めチームワーク力を高めて、一人ひとりへの支援を大切に取組んで行きたいと考えていることが窺える。今後も、基本的な生活習慣を身につけられるよう、それぞれの子どもに合わせた援助が行われることを期待する。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保育士は各年齢やクラスの状況に合わせ、やりたい気持ちや達成感、意欲を育て、子どもが自分の意思を出せるよう留意し保育をしている。また子どもが様々なことに興味を持ち、体験・経験が出来るよう環境を整備している。日々の保育の中で体操集会やサーキット遊びを継続して行うことや、外部講師のサッカー教室を開催するなど、進んで身体を動かすことが出来るよう援助している。また縁日ごっこや季節の行事（豆まき・七夕・ハロウィン等）は、感染症の予防などその時々状況に合わせ、子ども達が準備から参加できるよう内容が検討されている。</p> <p>現在、地域との交流や社会体験が得られる機会、異年齢児の交流等が十分に行えない状況であるが、環境整備や活動を出来るだけ工夫し、子どもが自分の思いを表現できるよう取組んでいる。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>一人ひとりの子どもの発達や家庭状況に沿った個別計画をたて、その日の子どもの状態をよく把握し個々の生活リズムに合わせ落ち着いて過ごせるよう配慮して保育をしている。衛生や安全面に留意して環境整備を行っているが、建物の古さから、特に冬場については室温や床面の冷たさなどの状況を見極め、衣服の調節等で過ごさせるしかなく苦慮している。2022年度後半には0歳の新入園児を受け入れる予定で、保育内容や保育士体制を調整し準備している。保育士は感染症予防のためマスクをしているが、子ども達がマスクを外した担任を見て泣くということもあり、表情で気持ちを伝えることが難しく、声のトーンや手ぶりや身振りの動作を大きくするなどして対応している。</p> <p>日々の子ども達の状況や配慮事項等について「クラス会議ノート」を活用して常に情報の共有をしている。保護者とは連絡帳や送迎時の会話で子ども達の状況等を伝え合うことを大切にし、離乳食についても保護者や調理員と連携して調製している。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>b</b> ・c



1歳児は12名のクラスで、月齢の幅があり身体的にも個人差があるため、それぞれの発達に合わせ保育の流れや活動の内容を工夫している。また、クラスを担当している2名の保育士では、一人ひとりに合わせて関わるのが厳しいため、状況によってはクラス担任以外の保育士が支援に入る体制を取っている。

2歳児については、身の回りのことを含めやりたい気持ちやいやいや期を考慮し、一人ひとりの発達に配慮して保育を行っている。2歳児クラスは幼児用トイレに近いが、安心して排泄が出来るよう一人ひとりに合わせ、離れた場所にある乳児用トイレも使用させる等の配慮をしている。

感染症予防のため、子どもへの対応や食事の声かけ、玩具等の使用や消毒の実施方法を検討し、衛生面や安全面に配慮した環境整備と保育の工夫を行っているが、一人ひとりの育ちに合わせ保育環境を用意することは設備上十分でないことが窺われる。

保育士は子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、自我の育ちを見守り、時にはゆっくりと甘えられるよう留意し援助している。0歳児クラス・1歳児のクラスと2歳児クラスは保育室が離れているため、必要に応じて乳児会議を行い連携し対応している。保護者とは連絡帳や送迎時の会話、クラスだより等で情報を共有している。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑧</b> ・c
----	--	----------------

3・4・5歳それぞれの発達の特徴を踏まえた年齢別の指導計画を作成し、一人ひとりの子どもの発達や家庭状況に合わせ保育をしている。保育士は子どもが生活と遊びを通して自主的に活動できるよう、また、協同して行う遊びの中で仲間意識を育てられるよう援助をしている。感染症予防の観点から今までの活動内容の見直しを行い、以前は園全体で行っていた「縁日ごっこ」や「レストランごっこ」などをクラスごとに行うことで継続している。

1クラス4～6名の担任が配属されていることから、クラス内の情報共有を図るために各クラスで方法を工夫し、担任間の連絡ノートの回覧やクラス内の話し合いを随時実施するなどの取組を行っている。クラス会議では、常に一人ひとりの子どもへの援助について検討し、保育士の対応についてもアドバイスを言い合うようにしているが、ほかのクラス保育士と話し合う機会が時間的に厳しいこともあり課題となっている。

保護者には年4回のクラスだよりや行事の写真掲示等で園生活や子どもの様子を伝えているが、保護者が子どもの日々の様子を知りたいと思っていることがアンケートから窺えるので、今後さらに保護者との情報共有について検討することが期待される。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑨</b> ・c
----	---	----------------

園は支援が必要な子どもの保育に積極的に取り組んでいる。子どもが集団の中で安心して楽しく生活し成長できるよう、個別に指導計画を作成し、職員間で保育の統一を図り保育を行っている。2022年度は2か所のフリールームを整備し、子どもの個別支援や落ち着いて過ごすための環境として活用している。支援児保育については、専門機関・医療機関等と連携を図り助言や指導を受け、職員会議やクラス会議等で検討し対応方法を共有している。園としては、医療機関への同行や専門機関との情報交換、園全体での情報共有と連携がさらに必要と捉えている。

保護者とは日々の連絡帳や送迎時の会話により、子どもの様子や家族の思いなどの情報交換を行っている。園としては、全体の保護者が支援の必要な子どもの保育について理解を深められる

よう情報を伝えることが必要であると認識しており、今後さらに取組んで行きたいと考えている。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑩</b> ・c
<p>延長保育（早遅番保育）と土曜保育については、年齢構成や人数に応じて保育室や職員配置を検討し、保育環境を整えて、子どもが落ち着いて生活できるようにしている。2022年度も子どもの状況の変化があり、保育室や職員体制を変更している。またフリールーム等を活用してゆったりとした環境で過ごせるよう取組んでいる。</p> <p>保育担当が1日の中で時間によって代わることに配慮し、情報の共有や職員間の連携を重視し、朝のミーティングの内容の記録や早遅番引き継ぎノート、クラス内連絡ノートを確認する仕組みになっている。園としては、保護者からの連絡が的確に伝わっていない状況があることを把握しており、今後、伝達の仕組みや保育士の対応について検討し、さらに改善に向けて取組んで行きたいと考えている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ <b>⑪</b> ・c
<p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の項目を設け年間指導計画を作成し、一人ひとりの発達に合わせ、ねらいや援助の仕方を検討している。保育士は子ども自身が見通しを立て活動を切り替えることや、自分の思いを相手にわかるように伝えること、相手の思いを受け入れることが出来るよう支援をしている。遊びや生活の中で文字や時間等に興味・関心を深める活動や、集団遊びの中で役割を分担する活動なども取り入れている。</p> <p>子どもの小学校訪問や小学生との交流は近隣に小学校がなく難しい環境であるが、子どもが小学校の生活に対して見通しをもてるような保育の取組を検討することを期待する。また保護者とは個人面談の中で就学について話をし、就学児健康診断後に個別に話を聞き相談を受けているが、さらに保護者が子どもの就学への見通しをもって子育てができるような取組が期待される。</p> <p>小学校とは児童要録やリレーシートが引き継がれ、幼保小連絡協議会での意見交換や各小学校との連絡の中で情報の共有を行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ <b>⑫</b> ・c
<p>「年間保健計画」や健康に関するマニュアルに基づき、子どもの安全と健康の管理を行っている。全園児の保護者による朝の検温記録や子どもの健康状態を把握し、朝のミーティングやクラス内連絡、早遅番引き継ぎノート等で職員間の情報共有を図っている。毎月の体重測定記録は保護者に通知され、市の栄養士と連携して行っているカウプ指数による肥満度を把握し保護者に知らせている。年2回保健だより（保健衛生担当保育士が作成）を発行し、子どもの健康に関する情報や園の取組を周知している。園としては、一日の中で子どもの担当職員が交代するため、健康状況の共有と連携に留意し、さらに健康管理に取組んで行きたいと考えている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>園で実施する健康診断（内科・歯科・眼科・尿検査等）の結果は保護者に通知し、必要に応じて治療等を促している。子どものアレルギーを含む持病・既往歴・対応についての記録を作成し、</p>		

変更があるときはその都度見直しを行い、職員全体に周知して共有しいつでも対処できるようにしている。

健康診断当日受診できなかった場合は、後日、嘱託医院で個別に受診できるシステムになっているので、全員が受診できるよう保護者に働きかけている。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ <b>⑬</b> ・c
----	--	----------------

保護者からの「アレルギーについての問診票」の提出により「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従って適切な対応をしている。アレルギー対応食については、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」に沿って、保護者と担任、調理員、副園長が話し合いを行い、アレルゲン除去献立を提供している。また状況の変化があれば、随時保護者と連携し話し合いを行い適切な対応をしている。誤配膳や誤食がないよう、専用のトレーを利用して調理員と担任間で確認し合い、着席するテーブルにも留意している。園としては、アレルギーや慢性疾患について、職員への研修機会や、子どもや保護者に理解を図る取組が十分ではないと捉えているので、今後の取組に期待したい。

#### A-1-(4) 食事

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ <b>⑬</b> ・c
----	----------------------------------	----------------

「年間食育計画」には0歳、1・2歳、3歳以上児ごとに、「ねらい」と「環境構成・援助」を記載し、クラスごとに食に関する活動内容を計画している。調理員と連携して、子どもの発達に合わせた食事の提供を行い、各クラスで好き嫌いや食事量の個人差に応じた対応を工夫している。

子どもが食について関心を深める取組の一つとして野菜（枝豆・ピーマン・トウモロコシ・スイカ・オクラ・ジャガイモ等）の栽培や年長児の米づくりを行い、植物の成長を体験させている。合同で行う会食等は、感染症流行の予防のため制限しているが、クラスごとにレストランごっこやカフェごっこを行うなどの食を楽しむための工夫を行っている。

年2回、調理員が「わかば保育園食育だより」を作成し保護者に配付しているが、保護者アンケートからは子どもの食事の様子や給食の内容、レシピ等を知りたいとの要望が窺えるので、保護者に食事について関心をもってもらうよう、さらに取組むことを期待する。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ <b>⑬</b> ・c
----	---	----------------

「衛生管理マニュアル」「衛生日常点検表」「調理従事者体調点検表」等により衛生管理を行い、子どもの発達や体調等を考慮して安心安全な食を提供している。また職員全体で配膳や食事時の衛生管理を実施している。市の栄養士が来園し調理状況や子どもの食事の様子を見る機会も設けられている。

感染症の予防のため調理員が子どもの食事状況や子どもから話を聞く機会は少ないが、喫食簿等やクラス担任から子どもたちの食べ具合や反応、感想を聞くことで確認し、毎月の給食会議で検討し、市内給食会議での献立作成や調理方法等の見直しや改善に反映させている。

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ <b>⑰</b> ・c
<p>毎年度発行される「保育園のしおり」には、園運営の概要のほか、「家庭と保育園の役割」の項目をもうけて、家庭と園が共通認識を持って協力して子どもを育てることが示されている。また、園だよりやクラスだより、保健だより、行事のお知らせ等を通じて、園で実施している保育の考え方や取組内容を理解してもらうよう努めている。</p> <p>3歳未満児の場合は、毎日、連絡帳で情報交換を行い、質問や相談への応答に当たっている。3歳以上児には出席ノートにシールを貼るのみの対応になるが、必要があれば保護者からの相談ごとなどが記されることもある。送迎時の声かけや「早遅番引き継ぎノート」を利用して、保護者と園やクラスとの連絡対応に漏れがないようにしている。</p> <p>ここ3年はコロナ禍で保護者会総会が実施できず、恒例となっていた「保育参加」も中止になっている。今年度、乳児組については「保育参観」を実施し、短時間ではあるが屋外活動に入って、保育を身近に見てもらえる機会をつくっている。また、すべての年齢を対象に、個別の保護者面談を実施し、情報共有と相談対応の機会としている。できれば、ほかの年齢にも保育参観の機会が設けられることを期待したい。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	<b>⑱</b> ・b・c
<p>今年度、園のアクションプログラムで、目標のひとつに「保護者とのより良い関係を築き、安心して子育てができるように支援していく」を掲げ、コミュニケーションを円滑にして保護者支援の充実を目指すことが大切であると記している。そのために、①挨拶や話しかけを通して保護者との信頼関係を築く、②園だよりやクラスだより、保育見学を利用して保護者との情報を共有する、としている。</p> <p>保護者からの相談には随時対応しており、保護者アンケートには園の相談対応が良いとの回答が多数寄せられている。相談内容には、食事や睡眠、排泄、身体の発達のことなどのほか、言語の遅れや対人関係、反抗、暴力、自傷行為など深刻な内容もあり、また、子育て以外の様々な困りごとが含まれている。内容によっては、子ども・子育て総合センターや市の担当部署、専門機関を紹介するなどの対応を取って、保護者の子育てを支援し、家庭生活を支えている。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ <b>⑲</b> ・c
<p>「虐待防止マニュアル」を整備し、園長会議で確認した「虐待対応の流れ」に沿って虐待の早期発見や兆候への気づき、対応に取り組んでいる。気になる子どもや見守りが必要な家庭については、市の子ども・子育て総合センター等とも協力し、見守りを続けながら家族に寄り添い対応している。</p> <p>「保育園のしおり」の「虐待防止のための措置に関する事項」の中で、「虐待が疑われる場合は、保護者に確認するとともに市に報告する義務がある」ことを記載し、保護者の理解を促している。</p> <p>園では、虐待に関する職員研修は外部研修を紹介するのみにとどまっているが、園内研修のかわりに、報道された虐待事例の資料を回覧して周知と啓発に取り組んでいる。</p>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価） を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p>園では、市の総合人事管理のための目標管理制度に則った正規職員用の自己評価と、会計年度任用職員用の自己評価をそれぞれ年2回実施し、園長と副園長が個別に面接をしている。厚生労働省のガイドラインに沿った評価項目による、園の運営や保育を評価する園としての自己評価も実施している。また、保育士による園児虐待のニュースを受けて、クラスごとではあるが、全国保育士会作成の「人権擁護のためのチェックリスト」を用いて、日頃の保育の振り返りを行っており、普段の何気ない言動や行為が虐待に当たるかもしれない、との認識を共有したところである。</p> <p>園では、定期的な自己評価が保育士自らの振り返りのみで、全体をまとめた結果をもとに職員間で話し合うなどの共有がないため、互いの意識向上につなげるには不十分であると考えており、今後の検討が望まれる。</p>		